

学生と教員の見方



【アピールポイント】
業界に入り10年、経験と学術を結び学び直しの意義を日々感じます。趣味は鉄道旅行。妻と全国を巡るのが夢。

【学生の見方&考え方】

(大学院博士前期課程1年 佐伯知彦)

私はマンション評価に従事する傍ら不動産学修士号取得を目指しており、マンションの個性の評価を日々考えている。不動産と行政がかかわる訴訟を題材に行政法を学ぶ「不動産公法特論」の授業で関心を持ったのは、やはりマンションが関係する「新宿たぬきの森事件」である。

私はマンション評価に従事する傍ら不動産学修士号取得を目指しており、マンションの個性の評価を日々考えている。不動産と行政がかかわる訴訟を題材に行政法を学ぶ「不動産公法特論」の授業で関心を持ったのは、やはりマンションが関係する「新宿たぬきの森事件」である。

① 不動産公法関連訴訟を考える

違法である、というのが原告の主張である(周辺住民の主張であらう)。安全認定の違法性について、建築確認の取消訴訟段階でも争えるという、

争点は「先行行為(安全認定)」の違法性が、「後行行為(建築確認処分)」に承継されるかという点。最高裁は、建築基準法改正により従来は一体だった安全認定と建築確認が分離されたことと起こった訴訟

であり、安全認定の段階で住民が求めている「たぬきの森」の保全は果たされなかった。

に、建築確認後標識が掲示された段階では安全認定への出訴期間が過ぎており「行政行為の不可争力」か裁判もできないのはおか

から裁判もできないのはおかしい、というのが原告の主張である(周辺住民の主張であらう)。安全認定の違法性について、建築確認の取消訴訟段階でも争えるという、

「デベロッパから緑を守るため区の違法性を指摘する」という裁判の構図のみでは「地域の緑を守る」という当初の目的を果たすのが難しい」という、二つの学びが得られた。

「デベロッパから緑を守るため区の違法性を指摘する」という裁判の構図のみでは「地域の緑を守る」という当初の目的を果たすのが難しい」という、二つの学びが得られた。

「新宿たぬきの森事件」

災害時に「難あり」の土地での建築

「たぬきの森」の保全は果たされなかった。

【教員による展開】
(兼重賢太郎教授)

私が大学院の博士前期課程(修士課程)で開講している「不動産公法特論」という科目は、不動産に関連する行政法を対象に、現場

で具体的にどのような紛争がある。原則としては、「連例や問題・課題を抱えているかについて、裁判例を通じて考察するものである。今回から4回分の連載記事は、この科目を受講している4人の大学院の学生に執筆してもらう。なお、うちの大学院の特色は、社会人の学生が多い点である。今回執筆してもらった佐伯さんも、社会人学生である。さて、「新宿たぬきの森事件」の最高裁判決(2009年12月27日)は、行政法学上は「違法性の承継」の問題の事例として有名なものである。「違法性の承継」の問題とは、連日して2つの行政処分が行われる場合、先に行われる処分の違法性を問うこととして、区長の安全認定は違法とし、建築確認処分を取り消しを求めることが消した。最高裁もこの結論を維持した。